

中間とりまとめ<施策の方向性>	報告書案	今後の取り組みの方向
<p><b>I 保育・子育て支援の充実</b></p> <p>仕事と子育ての両立のため、病児・病後児保育のニーズが高いことから、市町村等に事業実施にかかる情報提供や設置に向けた働きかけを行い、実施箇所や受け入れ枠の拡大を図ることが望ましい。</p> <p>また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施していくことが重要であることに鑑み、育児の不安感や負担感解消のための取り組みの一つであるマイ保育園事業については、医療・保健分野等の関係機関との連携を図り、充実していくことが望ましい。</p> <p>放課後児童クラブについては、利用者のニーズを踏まえ、設置促進や開設時間の延長など充実を図ることが重要である。</p> <p>なお、病児・病後児保育などの特別保育や放課後児童クラブについては、国において平成27年度からの実施に向け子ども・子育て支援新制度の検討が行われているところであり、その動向を見ながら充実に努められたい。</p>	<p><u>子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、教育・保育や子育て支援のニーズに対応し、地域の実情に応じて計画的に保育サービス等を提供することや、子育て支援の充実を図ることが求められている。</u></p> <p>病児・病後児保育については、<u>仕事と子育ての両立を図るうえで、その果たす役割が高いことから、市町村等に事業実施にかかる情報提供や設置に向けた働きかけを行い、実施箇所や受け入れ枠の拡大を図ることが必要である。</u></p> <p>また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施していくことが重要であることに鑑み、育児の不安感や負担感解消のための取り組みの一つであるマイ保育園事業については、医療・保健分野等の関係機関との連携を図るとともに、<u>事業の周知に努め、実施施設や利用者の拡充を図ることが必要である。</u></p> <p>放課後児童クラブについては、<u>子ども・子育て支援新制度において、利用対象が「おおむね10歳未満の小学生」から「小学生」に拡大されるとともに、県の研修を受講した有資格者を置くこととされた。</u></p> <p><u>このため、放課後児童クラブ指導員の人材確保に努め、計画的に研修を実施するとともに、利用者のニーズを踏まえ、クラブの設置促進や開設時間の延長などの充実を図ることが必要である。</u></p> <p><u>また、子ども・子育て支援新制度において、小規模保育や地域の子どもを受け入れる事業所内保育などが新たに制度化されたことから、こうした仕組みを使って地域の多様なニーズに応じ、きめ細かな保育の提供を促進することが必要である。</u></p>	<p>○教育・保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や事業者における教育・保育施設の充実を支援</li> </ul> <p>○病児・病後児保育の設置を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度において国補助事業の充実が盛り込まれたことについて市町村へ周知し、活用を促進</li> </ul> <p>○マイ保育園事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援のため、保育所、小児科、産婦人科が連携し、妊婦や保護者への出前講座を開催・小児科・産婦人科への事業PRを実施</li> </ul> <p>○放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用児童の増大に対応する放課後児童クラブの設置や時間延長するクラブへの支援</li> <li>・放課後児童クラブに関する学生向け出前講座の開催</li> <li>・潜在保育士へ放課後児童指導員としての活動について協力を呼びかけ</li> <li>・新制度により都道府県に義務付けられた放課後児童支援員養成研修の実施</li> </ul> <p>○子ども・子育て支援新制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育や地域の子どもを受け入れる事業所内保育所など地域ニーズに応じた多様な保育の提供への支援</li> </ul>
<p><b>II 子育ての負担感の軽減</b></p> <p>子育ての負担感を軽減するためには、身近な場所に相談しやすい場所があることが重要であることから、引き続き子育て支援センターの整備を進め、子育て親子の交流の場や子育て支援情報の提供などを適切に行い、母親の負担感・孤立感の解消に努めることが必要である。</p> <p>また、地域における子育て支援の取り組みを促進するため、子育て支援団体・子育てサークル等の活動を支援するとともに、子育て支援センターや保育所などにおいて父親向けの育児講座等を開催し、父親の育児参加のきっかけを作っていくことが望ましい。</p>	<p>子育ての負担感を軽減するためには、身近な場所に相談しやすい場所があることが重要であることから、<u>引き続き子育て親子の交流の場や子育て支援情報の提供などを行う子育て支援センターの設置促進を図ることが必要である。</u></p> <p>また、<u>子育て家庭が子育てに関する必要な情報を容易に得られるよう、情報提供の方法を工夫し、母親の負担感・孤立感の解消に努めることが必要である。</u></p> <p>地域における子育て支援の取り組みを促進するため、子育て支援団体・子育てサークル等の活動を支援するとともに、<u>子育て経験者など、地域において子育て支援活動ができる人材の育成に取り組むことが大切である。</u></p> <p><u>父親の育児参画に対する社会全体の理解の醸成や意識改革を図るため、子育て支援センターや保育所などにおいて父親向けの育児講座等を開催するなど、父親の育児参画のきっかけを作っていくことが必要である。</u></p> <p><u>また、保護者の精神的・身体的負担軽減のため、一時預かりなど様々な子育て支援サービスを利用できる子育て応援券について、保護者のニーズを踏まえた対象サービスの充実を図るなど、使いやすい制度となるよう工夫するとともに、引き続き保護者への周知に努め、利用促進を図ることが必要である。</u></p>	<p>○地域子育て支援センターの設置や利用者支援事業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域の身近な場所において多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供を行う専門の相談員の設置促進</li> </ul> <p>○子育て等に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援情報をわかりやすく紹介</li> </ul> <p>○子ども・子育て支援新制度における子育て支援員の設置促進</p> <p>○男性の育児参画、働き方の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父親の家事・育児への主体的な参画を促すためのイベントや講演会の開催</li> </ul> <p>○子育て応援券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県広報媒体を活用した利用PR</li> <li>・任意の予防接種にB型肝炎を追加</li> </ul>

中間とりまとめ<施策の方向性>	報告書案	今後の取り組みの方向
<p><b>Ⅲ 経済的負担の軽減</b></p> <p>保育料等の支援・軽減などの経済的な負担軽減により、子どもを生き育てやすい環境をつくることが重要であることから、多子世帯の保育料の軽減について、対象年齢の拡大や軽減率の見直しなどを検討することが望ましい。</p> <p>なお、施策の立案にあたっては、平成27年度から実施予定の国の子ども・子育て支援新制度（保育所・幼稚園・認定こども園の運営にかかる給付制度の仕組みや水準等）や、幼児教育の無償化の検討状況を踏まえ、これらとの整合を図るべきである。</p> <p>また、大学進学など将来の教育費への支援も重要であることから、多子世帯向け低利融資等が必要に応じ活用できるよう、普及啓発を図ることが重要である。</p>	<p><u>平成25年8月に県が実施した未就学児を持つ保護者へのアンケートによれば、理想の数の子どもを持つことができない主な理由として、約75%が「子育てや教育にお金がかかりすぎる」との回答もあり、</u>保育料等の支援・軽減などの経済的な負担軽減により、子どもを生き育てやすい環境をつくることが重要である。</p> <p><u>このため、多子世帯の保育料の軽減について、対象年齢の拡大や軽減率の見直しなど、大幅な拡充を図ることが必要である。</u></p> <p>また、<u>多子世帯については、大学進学時における学費等の負担が大きいことから、教育費への支援が重要である。</u></p> <p><u>このため、多子世帯向け低利融資については、制度の普及啓発を図るとともに、より使いやすい制度となるよう検討することが必要である。</u></p>	<p>○多子世帯の保育料の軽減の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3子以上の保育料について、一定の所得のある家庭を除き、年齢にかかわらず無料化</li> </ul> <p>○がんばる子育て支援融資制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県広報を活用した事業PR、学校への事業PRちらしの配布</li> </ul> <p>○子育て応援券（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3子への応援券の手厚い配付（第1・2子1万円、第3子3万円）</li> <li>・任意の予防接種にB型肝炎を追加</li> </ul>
<p><b>Ⅳ 出産年齢・ライフプランの理解</b></p> <p>妊娠・出産年齢の上昇に伴う妊娠・出産のリスクについて十分理解がされておらず、第1子出産年齢が高いと希望どおりの子どもを生むことが難しいという意見も聞かれたことから、妊娠と出産をより安全に希望どおり実現するため、若い世代に対し、妊娠や女性特有の健康管理等についての正しい知識を普及啓発するとともに、妊娠・出産をライフプランに適切に位置づけるための理解を広めていくことが必要である。</p> <p>特定不妊治療費助成については、国の制度変更などの状況等を踏まえ、妊娠する確率がより高い年齢層に配慮した助成制度の充実について検討していくことが望ましい。</p>	<p>妊娠・出産年齢の上昇に伴う妊娠・出産のリスクについて十分理解がされておらず、第1子出産年齢が高いと希望どおりの数の子どもを生むことが難しいという意見も聞かれた。</p> <p><u>このため、若い世代に対し、妊娠や女性特有の健康管理等についての正しい知識を普及啓発するとともに、結婚や妊娠・出産、子育てをライフプランに適切に位置づけるための理解を広めていくことが必要である。</u></p> <p><u>不妊治療を希望する方が早期に治療を受けられることが大切であることから、特定不妊治療費助成については、妊娠する確率がより高い年齢層に配慮することとした国の助成制度変更などに適切に対応することが必要である。</u></p> <p>また、<u>男性不妊症や、不育症についての社会的な理解や認知度が低いことから、男女で取り組む不育症・不妊症（男性不妊症も含む）の相談体制の充実や、県民への正しい知識の普及啓発を行うなど、妊娠・出産を望む夫婦が早期に適切な治療に取り組むことができる環境の整備を図ることが必要である。</u></p>	<p>○若者を対象とした結婚や妊娠・出産、子育てへの理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の健康及び妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発（女性健康相談センター、ホームページ「Mie.Net」）</li> <li>・大学などにおける学生向けのライフデザイン講座の開催や、学生による少子化問題の調査研究の実施</li> <li>・小・中・高校生対象の専門家による出前健康教育などこころや身体を含めたライフプラン教育の実施</li> </ul> <p>○特定不妊治療助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の助成制度改正（H26 拡充）：39歳以下の新規申請者は年間助成回数を最大3回→6回に拡充</li> <li>・県単上乘せ：通算助成回数「制限なし」「所得制限なし」の全国トップクラスの助成制度を維持</li> </ul> <p>○不育症・男性不妊症の認知度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊専門相談センターにおける不育症・不妊症（男性不妊症も含む）の相談体制の充実</li> <li>・妊娠、出産を望む夫婦が早期に適切な治療に取り組める環境の整備</li> </ul>

中間とりまとめ<施策の方向性>	報告書案	今後の取り組みの方向
<p><b>V 子育てに関する意識・理解</b></p> <p>これから結婚する人や中学生、高校生などに対し、子どもを生き育てることの喜び、楽しさや重要性などを知ってもらうため、引き続き学校教育において子育てに関する指導を推進するとともに、社会に学ぶ14歳の挑戦事業における育児体験を継続実施していくことが重要である。</p> <p>親を学び伝えるプログラムを活用した親学び講座の実施や家庭教育に関する情報提供、相談体制を充実し、家庭における教育力を向上していくことが重要である。</p> <p>また、子育ての喜び・楽しさ等についての啓発を進めるとともに、とやま子育て応援団等を活用し、社会全体が子育てを支援するよう気運の醸成を図っていく必要がある。</p>	<p>これから結婚する人をはじめ、中学生、高校生などに対し、子どもを生き育てることの喜び、楽しさや重要性などを知ってもらうことが<b>大切である。</b></p> <p><u>このため、引き続き学校教育において子育てに関する指導を推進するとともに、社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業における育児体験を実施していくことが大切である。</u></p> <p><u>地域において子育てや家庭教育を支える環境が大きく変化していることから、親を学び伝えるプログラムを活用した親学び講座の実施や家庭教育に関する情報提供、相談体制を充実し、家庭における教育力を向上していくことが必要である。</u></p> <p>また、<u>子どもを持つ若い人たちが、子育てを前向きにとらえられるよう、子育ての喜び・楽しさ等についての啓発を進めるとともに、子どもの成長や子育てを社会全体で支援する必要性について県民の理解を促進するため、とやま子育て応援団等を活用し、社会全体が子育てを支援する気運の醸成を図っていく必要がある。</u></p>	<p>○社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業における育児体験の継続</p> <p>○とやま親学び事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親自らが親の役割について学ぶ親学びプログラムの更なる活用と普及</li> </ul> <p>○子育て支援の機運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭を対象としたイベント開催など社会全体が子育てを支援する気運の醸成</li> </ul>
<p><b>VI 仕事と子育ての両立</b></p> <p>次世代法の基準（従業員101人以上）を上回る従業員51人以上の企業に対し一般事業主行動計画の策定を義務付けているが、従業員50人以下の小規模な企業についても計画策定が行われるよう必要な支援を行うとともに、行動計画の期間満了（更新）を迎える企業に対し、内容の充実に向けた支援を行うなど、仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を一層推進することが重要である。</p> <p>また、出産等を機に退職した女性の再就職支援については、就業意識や技術習得の向上に向けた研修や情報提供を行うなど多様なニーズに対応した支援の充実が望ましい。</p>	<p><u>仕事と子育てを両立するためには、働きやすい職場環境づくりを進めることが重要である。</u></p> <p><u>現在、次世代法の基準（従業員101人以上）を上回る従業員51人以上の企業に対し一般事業主行動計画の策定を義務付けているが、小規模な企業においても両立支援の取組みが促進されるよう、計画策定対象範囲の拡大（例えば30人程度以上）について検討を進めるとともに、計画が円滑に策定できるよう、支援を強化することが必要である。</u></p> <p>また、行動計画の期間満了（更新）を迎える企業に対し、内容の充実に向けた支援を行うなど、仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を一層推進することが重要である。</p> <p><u>さらに、出産等を機に退職した女性の再就職支援については、就業意識や技術習得の向上に向けた研修や情報提供を行うなど多様なニーズに対応した支援に引き続き取り組むことが大切である。</u></p>	<p>○仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事業主行動計画の策定対象範囲の拡大を検討</li> <li>・一般事業主行動計画の期間満了（更新）を迎える企業に対し、更新計画の内容充実に向けた支援を強化</li> <li>・規模の小さな企業（従業員50人以下）に対する、行動計画の策定支援を強化</li> </ul> <p>○女性の再就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚・出産を機に離職した女性を対象に、再就職に必要なスキルを習得できるよう支援</li> <li>・子育て女性の再就職を支援するため、ワークショップやインターンシップの実施</li> </ul>
<p><b>VII 子育て家庭に対する住宅支援</b></p> <p>持ち家率が高い本県において、自分の家を持ち、かつ、希望どおりの数の子どもも持てるよう、引き続き住宅の取得・リフォームを行う子育て家庭に対して低利な融資制度で支援を行うとともに、制度の周知に努める必要がある。</p> <p>また、県営住宅の入居基準については、現在の未就学児のいる子育て家庭を対象とした入居基準の緩和措置について、より多くの子育て家庭が対象となるよう見直し、負担軽減につながるよう検討することが望ましい。</p>	<p>持ち家率が高い本県において、自分の家を持ち、かつ、希望どおりの数の子どもも持てるよう、引き続き住宅の取得・リフォームを行う子育て家庭に対して低利な融資制度で支援を行うとともに、積極的に制度の周知に努めることが<b>大切である。</b></p> <p>また、県営住宅の入居基準については、<u>入所基準の緩和措置の対象が未就学児のいる子育て家庭から18歳の同居者のいる子育て家庭にまで拡大されたが、今後、子育て家庭への制度の周知に努める必要がある。</u></p>	<p>○住みよい家づくり資金融資制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資制度の周知</li> </ul> <p>○県営住宅条例改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯を高校生以下の子がいる世帯まで拡大</li> </ul> <p>(H26.3)</p>